

トラウマの記憶：アーカイブの暴力性と身体性

藤 巻 光 浩

Memory of Trauma: On the Violence and Corporeality of Archives

Mitsuhiro Fujimaki

Late-modern society is full of memories. Memories of trauma are observed particularly in the form of archive. This paper will problematize this ubiquity of archives, by which the trauma has been monumentalized at the places of memory. I believe that the current practices associated with archives are not faithful to the way the victims desire their audiences to remember their trauma, and thus, violate the ethical command of memory through which we are supposed to burden ourselves with the debt to the trauma. Furthermore, archives enact another layer of memory, which unwittingly overshadows the memory of the trauma at the sites of memory. So, I will focus on the corporeality of memory so that the violence can be deterred and deferred by the critical practice of memory as introduced a here.

トラウマを民族の出自の拠り所とする「記憶の政治」という言葉が注目を浴びて久しい。いわゆる「マイノリティ」「被害者」「生存者」と呼ばれている人々が公的空間に於いて政治的な声を挙げるための戦略として、それは大きな役割を果たしてきた。近年、その「記憶の政治」の傾向は大きく分けて二つあるように思われる。一つは、記憶の相対化の傾向が挙げられる。特に辺境に追いやられている人々に対する倫理として彼ら・彼女らのトラウマの独特性を認め、記憶を相対化する傾向が進行

している。もう一つは、歴史実証主義をベースに、過去を普遍的な記録として保存する傾向がある。これは、客観性を保持するというほど単純なものではない。大きな物語の喪失への対抗手段としての超リアリズムと言っても過言ではない。しかし、この二つの傾向は本来の目的に矛盾していると言うことも出来るかもしれない。記憶が相対化され、実証的になるにつれ、他の記憶との交渉が不可能になることも多いからだ。本来の目的は公的空間で自分たちのトラウマを他者に認めてもらうことであるが、お互いの記憶の独特性に固執するがために、相互にトラウマを認め合う機会を失ってしまっている¹。その結果、お互いの記憶に無頓着になり、記憶は孤独になる。しかも、この矛盾は表面化することなく潜伏し、新たな別層の記憶を生み出しているように見える。記憶が他者からの認識を得るというよりはむしろ、この新たに生まれた記憶の層の中でトラウマを忘却してしまっているようだ。ここでは、この現在の記憶の状況を整理し、この新たな記憶の産出とそれに対する私たちの無頓着さへ介入する可能性を、従来とは別の種類の「記憶の場所」を提示することにより、今後の研究への示唆を試みたい。

Ⅰ. アーカイブとしてのトラウマ：その相対化と普遍化

トラウマを経験していない人間にとって、その筆舌に尽くしがたい圧倒的な人間経験の「どん底」を知ることは不可能であり、その「どん底」を表象することは、その事件の持つ圧倒さをクリシェに貶めることになる、と言われてきた²。トラウマの記憶は、その歴史的イベントへの認識不可能性という知識の「負債」という形で保存されてきたのである。その結果、そこに認識上の「負債」を負うことにより、自らの主体形成を永久に阻止する思想上の「法」も生まれた³。そして、私たち「トラウマ以降」を生きる人間は、その経験を知ることの不可能性を「遵守」し、

その事件・そしてその事件を語る人々への絶対的な「負債」を永久に負うことになった⁴。欧米アカデミズムにおけるホロコーストに関わる表象実践において、その試みは花開いた、といっても過言ではないだろう⁵。クロードランズマンの「ショアー」は、「どん底」としての記憶への「負債」を受肉することに成功した表象であると絶賛された⁶。その一方で、スピルバーグの「シンドラーのリスト」は、その常套化されたイメージのためにトラウマへの「負債」を「領有」と非難された⁷。

その一方で、今日の記憶ブームに於いては、過去を記録するアーカイブが溢れんばかりだ。ここで言うアーカイブとは、実証的な過去の断片・細部の記録を指し示す。次から次へと乱立するモニュメント、博物館、ドキュメンタリー番組・映画、インターネットの中のバーチャル博物館・モニュメントなどなど、過去を記憶する場所の枚挙には暇が無い⁸。私たちは、記憶を過去の記録として次々と保持するようになったのである⁹。このアーカイブの過剰こそが、私たちの生きている「後期近代」を特徴付けるものであるということができよう¹⁰。このアーカイブにおいては、記憶の相対化が徹底して行われている。特に、トラウマの記憶は、民族の出自の証明としてその重要性を増し、増殖し続けている¹¹。そして、批評家・歴史家もその相対化を肯定している。それぞれの文化にはそれぞれの記憶の形態があるものだ、と¹²。

記憶への、または過去への普遍的責任の必要性が言われているが、その責任はもはや出来事を立証することに対する責任を単に意味するものではない。先にも述べたとおり、私たち思い出す人間が、どの程度それらの事件への「負債」を負うことができるかが焦点なのである。しかし、その一方で、後期近代においては、記憶はアーカイブの形を取り、相対的な記憶がすでに過剰に溢れ出ているのである。しかも、アーカイブと表出した記憶との差異が少しでも確認できれば、アーカイブへの修正が即

座に行われる。アーカイブは記憶を実証的に記録するため、時空を超えて記憶を普遍化したということもできるだろう。そして、百花繚乱の記憶ブームにつながった。相対的な記憶が乱立・表出し、普遍的なアーカイブとして氾濫する、それが現代の記憶の状況だ¹³。

しかし、トラウマへの認識の不可能性を保持することが私たちのトラウマへの負債を保持することであるならば、なぜそれを詳細に渡って暴露するアーカイブは増え続けているのだろうか？アーカイブが過剰に存在しながら（通常アーカイブが作られる時にその重要性はすでに認められている）、なぜその正しさにことさら言及する必要があるのだろうか？相対化されたそれぞれ自我の強いアーカイブ間のコミュニケーションをとる方法を模索することなしに、これ以上それを増殖させたり、その増殖を追認することに何の意味があるのだろうか？この圧倒的な記録の洪水はいったいなにを意味しているのだろうか？記憶への責任を唱えるより先に、この記録への私たちの情欲からまず問い直す必要があるのではないか？

II. 忘れられる記憶

これだけ過剰に記憶が記録として溢れ出たにもかかわらず、後期近代に於いて記憶の場所は常に不安定だ。トラウマの政治的認識・文化的救済を欲する人々からは記憶の増殖に不満を抱く人々が多い。例えば、「日本」という国民国家に於いて、沖縄の記憶は、過剰に記録されることによって、逆に虚脱感を喚起している典型的な例だ。津覇によると、

沖縄での被害が強調されればされる程、日本の加害が現前化される。沖縄の過重な安保負担が日本の健全な戦後の繁栄の犠牲となっていること。沖縄が本土の加害性を映し出し、本土が沖縄の被害者性を映し

出す。相互を映し出す鏡として「沖縄」が欲望され、擬人化される。双方の特性の固定化が安定した図式を提供する。しかし、断じてそこでは救済がなされない。事件の告発を通した自己像の確認が目的であって、被害者の救済が目的ではないからである¹⁴。

どんなに多くのトラウマが正確に公共の場に出したとしても、記憶がアーカイブとして捉えられている限り、記憶は何か他の異質なものになってしまうのではないか、という不安が顔をのぞかせている。そこでは、根本的な救済は期待できない、と諦観するしかない¹⁵。つまり、記憶を相対化することでも普遍化すること（つまりアーカイブ化すること）でも、トラウマの記憶は別のものになったり、誰かに盗まれたと感じるのである。しかも、アーカイブという言葉のエトスによってそれは白昼堂々と公の場所で盗まれるのだ。マス・オーディエンスにより消費され、その文化的な消費価値はうなぎのぼりに上がるが、その一方で記憶は失われるというのである。

トラウマが、記憶の対象になる時は必ず死者への追悼を伴うはずだ。死んだ者たちへの哀悼、そして人間の尊厳を奪われ他者への信頼を失ったまままで死んでしまった被害者への深い理解を示すことが求められている¹⁶。なぜなら、トラウマを伴った死は、その姿を孤独のまま隠し続けることができない。この魂はオーディエンスからの愛を欲しているからだ¹⁷。言い換えれば、追悼は、被害者・死者にとって傷口をもう一度オーディエンスによって精神的に抱きしめてもらうことによって、自らを癒そうと試みる場所なのだ（それがたとえ不可能なことであっても）。記憶は、人間の最後の愛を受ける場所なのだ。トラウマに対する他者からの理解の可能性が記憶にあるとすれば、記憶は死者への追悼を尽くす神聖な場所であることには間違いがない。よって、死の記憶に政治

的な意味が付けられるということは、死者の記憶に対してあまりに暴力的であると考えられている。死に関する記憶が、誰かによって思い出される可能性のある最後の場所であるゆえに、この場所を「そのまま」保持することこそが、「死者の墓を暴く」ということをタブーとして禁止するのである。

この「そのまま」死を悼むという追悼の方法は、しばしば「個人的」という言葉に還元されることが多い。死・トラウマの記憶は、「そのまま」保持され続けることで、「個人的」なものとして生き延びる、という意味だ¹⁸。ピエール＝ノラは、記憶がアーカイブ化していく中でこの「個人的」な意味を帯びる記憶の生業にも注目していた¹⁹。イデオロギーと対極に位置すると考えられているトラウマの瞬間は、そのイデオロギー色を排除すべきと考えられているまさにその力で、「個人的」な記憶を保持し続ける。誰とも共有することができない死が「個人的」な瞬間であるとするならば、記憶はイデオロギー色を排除するための手段として実証的な記録に向かうことが多いのである。しかし、その瞬間を、「個人的」なものとして考える時、それは単なる過去への記号的指示に終わることは決してない。「個人的」に記憶を思い出すことにより、記憶をイデオロギー的なものに変換していることがしばしば忘れられるからである。例えば、ナショナリズムの高揚に対する批判の数々も、記憶をナショナリズムの文脈で語ることを忌み嫌い、「集団的」であるナショナリズム的思想を退けるために「個人的」な記憶生産にせつせと努めている。小森は、文化産業批判のなかで、トラウマの記憶を個人的なものとして相対化し、「複数の他者の記憶を、自らの記憶として書き込みつづけなくてはいけない」と言っている²⁰。佐藤もまた、歴史は「個の身体の軌跡の記憶」であるために、「個から出発し、個人の歴史の複数性があるがままに肯定する歴史認識の形成」の必要性を説いている²¹。記憶が、ナショナ

リズム高揚のための道具に利用されるならば、それは記憶への暴力と考えられる。そのため、記憶は「個人」的領域へと向かっているのだ。実証的な記憶を保持するためのアーカイブは、この死へのタブーを破らないために、強迫神経症的に「個人的な」アーカイブに成り続ける必然性があるのである。

記憶のアーカイブ化は、近代社会の成立に伴い生まれた装置である²²。記憶がアーカイブ化することによって、主体形成が容易になった²³。特に、後期近代においては、記憶がイデオロギー化されることを忌み嫌う。記憶は洗脳するものではなく、教育するものでなくてはならないのだ²⁴。記憶は、常に客観的なものとして位置付けられ、過去との関係を中立的なものとして距離を置くことによって記憶の持つ主体への影響力を徹底的に排除している。例えば、西欧社会におけるホロコーストの記憶が良い例だ。1993年に開館したワシントンDCにあるアメリカ合衆国ホロコースト記念博物館においては、アーカイブがその展示において大きな位置を占めている²⁵。アーカイブに対する批判はタブーなのだ²⁶。また、9月11日の同時多発テロ以降の消防士のモニュメントに関する論争も、多様な民族の消防士を使用することでアメリカ社会の理想である「多様性」というイデオロギー的意味をモニュメントに付与するよりも、写真に写った3人の白人の消防士の写真を「事実を反映している」とし、「正確な」アーカイブとして採用することで落ち着いた²⁷。

トラウマの記憶は、近代国民国家出現以降まったくパーソナルで、「個人的」な瞬間であると考えられるに至った。記憶がアーカイブ化すればするほどそのアーカイブ化に伴うイデオロギー的性格が消滅することから、記憶の場所は「個人的」であることによって後期近代における国民国家のアーカイブとして保存されている。記憶がアーカイブ化することによって、そのプロセスが生み出すイデオロギー生産装置は無色透明に

なることができるのだ。ここで、死者の記憶に二つの意味が付与されていることに注目するべきであろう。第一に、死者の記憶は、過去を指し示す道標として、オーディエンスにその死者の「個人的」な過去の瞬間を「そのまま」想像させるものである。つまり、死者なり犠牲者なりの記憶は、死またはそれに近い圧倒的な瞬間を「そのまま」想像させ、その「個人的な」苦しみに対する理解を求めるものである。ここでは、記憶はオーディエンスを「過去」にいざなう記号表現だ。トラウマの「どん底」を知ることは不可能であり、「どん底」に関して知ったかぶりをするという死者に対しての不義理を禁止する「法」があるにもかかわらず、トラウマのアーカイブは「個人的」なトラウマの瞬間を「そのまま」想像させようとするためにスペクタクルでさえある。第二に、(先に少し述べたが) タブーとして「死者の墓を暴く」ことが禁止されることによって、トラウマの記憶が新しい層の記憶を上積みしていることが、多くの場合見過ごされていることに注目すべきである。記憶が「個人的」で「パーソナル」なものと考えられた結果、その故人の「個人」の領域を犯すことなく、記憶をアーカイブ化することが、「個人」の名で執行されるのだ。そして、「個人」という価値を後期近代の中で再生産しているのだ²⁸。したがって、この記憶は、過去にいざなう道標であると同時に、未来に向かって自らを生産していると言うこともできる。死の記憶は、過去に対する理解を求めるものでありながら、「個人的である」という言説経路を経て未来に向かって新しい記憶を生産しているのである。つまり、記憶はまるで時間の中で過去と未来の両方に向い、時間ベクトルの相互排他性の中で引き裂かれた二律背反の宿命を必然的に負っているのである²⁹。この二律背反性は、あらゆる「記憶の場所」に於いて観察される³⁰。記憶は、「擬似集団的」であると同時に、実証的で「個人的」。記憶は、個別に相対的であるが、普遍的なアーカイブとして保存される。記憶は、

それに伴う責任を集団的に喚起する一方で、責任は個人のアトリビュートとなる。つまり、トラウマの記憶は、まったく反対の方向性を持ったものにまさに引き裂かれんばかりだ。そしてこの二律背反性こそが記憶の特徴だといえる。

それにもかかわらず、アーカイブはこの二律背反性を消滅させる働きを持っている。

記憶は、過去を指し示す道標、または記号表現としてのみの機能を与えられるため、その教育的性格ゆえにアーカイブの一貫性を失わせるイデオロギー的な性格を記憶に持たせることはタブーである。その結果、アーカイブそのものに歴史の真実の力、つまり倫理の力を持たせるということが起こる。トラウマのアーカイブはイデオロギーとは対極のものであり、アーカイブのみが集団的なイデオロギーを転覆することが出来る、という教訓を引き出す手法が挙げられる。「記憶より記録であり、歴史認識よりも歴史そのもの」を保持することのみが過去を思い出す作業なのだ³¹。しかし、これは歴史家の危険なゲームである。この実践は、アーカイブの本来性を認める一方で、それが倫理的であることをも認めるという自己撞着的な帰結を生んでいる（なぜなら、アーカイブは記録でしかないから、と彼らは言う）。その自己撞着は、客観的な対象を識別することに加えて、倫理をその中から引き出す作業をする。その結果ホロコースト否定論者に代表されるトラウマ否定論者らと共に、アーカイブの正確性を競うという同じ土俵に上ることになり、多くの記憶を危機に陥れたという失態も演じた³²。ここでは、二律背反性が、耐え難い消化することができないものとして考えられ、記憶をアーカイブとして保存しようとしているのである。記憶の二律背反性は、アーカイブにとって致命的であると考えられているからである。つまり、記憶の二律背反性は、記憶の「ずれ」であり「失敗」であると考えられ、その「失敗」

を矯正する手段としてアーカイブの正当性が生まれた³³。公的領域に表出した記憶をイデオロギー的に抑圧されたものとして考え、その記憶を「ずれ」として矯正の対象とすることでその抑圧の実践を暴き出すという手法を採る点で相対主義的であり、その一方で、その抑圧された記憶実践を本来の記憶のあるべき場所として「個人の領域」、そして「実証的な歴史」にその記憶をさし戻すという点で普遍主義的である。つまり、実践の帰結に於いて、歴史家はアーカイブの展示的価値のみを認め、その礼拝的価値を認めることをしないのだ。ベンヤミンによれば、展示的価値が礼拝的価値を圧倒し、その結果アウラが失われたという³⁴。相対も普遍も、主体のアーカイブとの関係を中立化し、主体を再生産する。その結果、アーカイブは、記憶のアウラを輝かせる手段も持ち合わせていないことを示している。記憶は黴臭い地下室で永遠の眠りにつくことを余儀なくされ、公的空間に本当の意味でその姿を見せることは無くなるのである。ラカン派精神分析的に言えば、「大文字の他者」の欲望によって、そのアーカイブはファンタジーとしてその姿を現したにも拘わらず、アーカイブは「大文字の他者」との関係を忘却しているということができらる³⁵。

二律背反性は記憶の構造的必然であり、その身体の一部であるということが出来る。しかし、アーカイブはその双頭の鷲の一方の頭を暴力的にもごうとする。二律背反は、アーカイブの身体的条件であったにもかかわらず、それを忘却して自らの起源をそこに建立したのであった。記憶の二律背反性は、矯正すべき抑圧であり記憶の失敗であると考えられ、記憶はアーカイブに向かうことを義務付けられるのである。そしてトラウマはアーカイブによって忘却される可能性を孕むことになってしまった。なぜなら、地下室のアーカイブは公的空間にその姿を現すことはないからだ。

Ⅲ. トラウマの身体性

アーカイブは、犠牲者の「個人的」な体験を指し示すことに加え、記憶の「個人的」な側面を強調することでトラウマの消化をオーディエンスに促すという働きがあることはすでに述べた。この過去と未来への二つのベクトルの分岐点にまさしく記憶は宿っている。この二律背反の場所は、記憶に関わるすべての人々の声が聞こえる記憶の身体そのものだ。「大文字の他者」もここに向かって呼びかけている。そして、被害者の声もまたここに聞くことができる。この場所は、両者がその声を表明し、そしてその場所を自分のものとして獲得し領有しようと、せめぎ合うまさに「記憶の場所」なのである。その意味で、記憶に関わる人々にとってその場所は、「欲望の対象」であると言えよう。被害者・死者らにとっては、人間としての尊厳を奪い返したい場である。彼ら・彼女らにとってどんなにその経験が筆舌に尽くしがたく、それを想像することが不可能であっても、そこに彼ら・彼女らの声が、私たちにに向かって呼びかけていることは理解できる。映画「ショアー」におけるボンバの声の振るえ、「ナヌムの家」のハルモニらの表情の変化等々に見られるように、彼ら・彼女らの声は私たちにに向かって発せられ、尊厳の回復を希求し、愛情を求めて止まない執拗なまでの叫びなのだ³⁶。そして、オーディエンスにとっても、彼ら・彼女らの過剰なまでの呼びかけをアーカイブに帰すことによって、自らに「個人」としての社会的役割を与え、自らの主体形成に意味を与える自分の記憶の場所なのである。つまり、アーカイブは欲望の対象 (objet a) なのである³⁷。この場所で、被害者・死者とオーディエンスは出会う。いや、そこですでに出会っていたのである。アーカイブが生まれる時には、すでにそこにそれぞれが感情を向け、出会っていたのである。

よって、この場所は、まだ社会的な意味が付与される「以前」の場所であるといえよう³⁸。犠牲者・生存者・死者の声は、彼女・彼らの経験が筆舌に尽くしがたいために、いまだ表象としてその輪郭を表現していないが、愛を求める沈黙の声として聞こえる。一方で、オーディエンスは、その場を自らの場所として領有したいという欲望を主体形勢の一部として認識することによって、「私は、私だけで私になれるわけではない」という自分の出自をそこに認めざるを得ないことになる³⁹。つまり、アーカイブとの中立的な関係によって存在していたはずの「主体」は、実は自分の主体形成「以前」にそこですでに他者と出会っているのだ。この場所で、彼ら・彼女らに負債を負うことができるのである。そして、その負債を負い続けることこそが、彼ら・彼女らへ愛を与え続けることが出来る場所を確保するということなのである。

アーカイブの持つ記憶の身体への暴力性の認識をすることこそが、アーカイブを通じて本当の意味で他者と出会うことである。その加害性を知るということは、アーカイブを使用することが不可避な自らの政治的な生業そのものを認識することであり、そこから他者と出会うためのこの場所を確保する責任を負うということである。二律背反性は、記憶の失敗ではない（記録の失敗、と考えられてはいても）。それは、記憶の構造に内因する「記憶の身体」の一部であり、記憶が生き延びることが出来る唯一の可能性そのものだ。二律背反は、彼ら・彼女らがオーディエンスと出会う場所であり、すでに出会った証拠なのだ。したがって、それは意味上の、または認識上の失敗として考えることはできないであろう。失敗として考える限り、私たちは、記憶の錨を「今、ここに」降ろす機会（tukei）を永遠に失い続けることになるのだ。

【注】

- 1 例えば、アメリカはワシントンDCのホロコースト記念博物館の草稿段階に於いて、ロマやアルメニア人の代表をその発足委員会に入れることを拒み続けたりした。また、日本でも広島原爆記念館に於いて在日コリアンの被爆者の慰霊を置くことが拒否された。例えば、「ヒロシマを持ち帰った人々」凱風社、2000を参照。
- 2 「どん底」の経験に関しては、プリーモ＝レービの以下の作品を参照。Primo Levi. Survival in Auschwitz. Trans. Stuart Woolf. (NY: Collier Books, 1958), 22-39; The Drowned and the Saved. Trans. Raymond Rosenthal. (NY: Vintage International, 1988).
- 3 Jean-François Lyotard. Heidegger et "les juifs." (Paris: Éditions Galilée, 1988).
- 4 Jean-François Lyotard. Le Différend. (Paris: Minuit, 1983), 31; 徐京植。「母を辱めるな。」「ナショナル・ヒストリーを超えて」。小森陽一・高橋哲哉編（東京：東京大学出版会、1998）、51。
- 5 挙げればきりが無いが、例えば、Dominick LaCapra. Representing the Holocaust. (Ithaca: Cornell University Press, 1994); Holocaust Remembrance: The Shape of Memory. Ed Geoffrey H. Hartman. (London: Blackwell, 1994)などがある。
- 6 Shoshana Felman. "The Return of the Voice: Claude Lanzmann's Shoah." Testimony: Crisis of Witnessing in Literature, Psychoanalysis, and History. Eds. Shoshana Felman and Dori Laub. (NY: Routledge, 1992), 204-283.
- 7 この議論も数多くあるが、Miriam Bratu Hansen. "Second Commandment, Popular Modernism, and Public Memory," Spielberg's Holocaust: Critical Perspectives on Schindler's List. Ed. Yosefa Loshitzky. (Bloomington: Indiana University Press, 1997), 77-103を参照されたい。そして、映

画「SHOAH」の監督のランズマンも「シンドラーのリスト」を批判している。 Claude Lanzmann, “Why Spielberg Has Distorted the Truth,” Guardian Weekly, April 9, 1994, 14.

- 8 博物館・モニュメントなどは限りなく存在するため、一つ一つ例示するのはここでは不可能だが、最近のもので興味深いものを挙げておく。2002年8月17日の朝日新聞は、戦争の遺跡が日本でブームになっていること伝えている（“‘戦跡’ 静かなブーム：保存運動も拡大・関連本も次々”「朝日新聞」2002年8月17日,10）。また、神奈川県大和市では、「次世代に戦争の記憶をつなげる条例」なるものが可決した。「朝日新聞」9月27日,31。また、「文芸春秋」からは、「世界戦争犯罪辞典」（秦他編）なるものが発刊され、「記録」の重要性が書評の中で強調された。「朝日新聞」. 2002年9月22日, 11.
- 9 Pierre Nora. “Between Memory and History: Les Lieux Memoire.” Representations 26(1989), 7-25.
- 10 アーカイブと後期近代の関係についての議論は、以下の文献を参照されたい。Wendy Brown. States of Injury: Power and Freedom in Late Modernity. (Princeton: Princeton University Press, 1995); Homi K. Bhabha. “Anxious Nations, Nervous States,” Supposing the Subject. (London: Verso, 1994), 201-217.
- 11 この例も多くある。例えばコンパクトにまとめたものとして以下の文献を参照されたい。 Genocide, Collective Violence, and Popular Memory: The Politics of Remembrance in the Twentieth Century. Eds David E. Lorey and William H. Beezley. (Wilmington: A Scholarly Resources Inc., 2002).
- 12 相対的に記憶の問題を扱う文献の量は圧倒的に多い。例えば、藤原帰一。「戦争を記憶する：広島・ホロコーストと現在」。(東京：講談社)、2001が代表的だ。

- 13 この議論に関しては、Andreas Huyssen を参考にした。“Present Pasts: Media, Politics, Amnesia,” Public Culture 12(2000): 21-38; Twilight Memories: Marking Time in a Culture of Amnesia. (New York: Routledge, 1995); “Monument and Memory in a Postmodern Age,” The Yale Journal of Criticism 6(1993), 249-261.
- 14 津覇実明。“歴史化される記憶”「現代思想」. 2001年6月, 46-47
- 15 その他にも以下の文献を参照されたい。新城和博。“イメージにむしばまれる沖縄”「朝日新聞」. 2002年6月11日, 3.
- 16 高橋哲哉 “否定論の時代.” 「ナショナルヒストリーを超えて」 Ibid., 228.
- 17 自分の死を認識した人間が、ひっそりと孤独に死んでいくことは無い。必ず、死へと向かう孤独さを理解してもらいたいという他者からの愛を求めている。例えば、以下の文献を参照。
Robert Sember. “Seeing Death: The Photography of David Wojnarowicz,” The Ends of Performance. Eds. Peggy Phelan and Jill Lane. (NY: New York University Press, 1998), 31-51.
- 18 例えば、戦争経験者が自らの体験を「個人的」なものとして語る機会が増えるにつれ、「個人」として思い出すことはますます増えていくだろう。朝日新聞は、読者による戦争体験の特集を2002年8月から9月にかけて組んだ。例えば、「朝日新聞」. 8月11日、18日&9月22日などを参照。
- 19 Nora. Ibid., 16.
- 20 小森陽一。“文学としての歴史/歴史としての文学.” 「ナショナルヒストリーを超えて」. Ibid., 17.
- 21 佐藤学。“個の身体の記憶からの出発.” 「ナショナルヒストリーを超えて」. Ibid., 315
- 22 Tony Bennett. The Birth of the Museums. (London: Routledge, 1995).

- 23 例えば、John Tagg. The Burden of Representation: Essays on Photographies and Histories. (Minneapolis: University of Minneapolis, 1988)を参照されたい。
- 24 後期近代に於ける、アーカイブによる主体形成の政治性を問わない「教育的な記憶(pedagogical memory)」に関しては以下の文献を参照されたい。Wendy Brown. Politics out of History. (Princeton: Princeton University Press, 2001); Lauren Berlant. The Queen of America Goes to Washington City. (Durham: Duke University Press, 1997); Homi K. Bhabha. “Introduction: Narrating the Nation,” Nation and Narration. Ed. Homi K. Bhabha. (London: Routledge, 1990), 1-7.
- 25 この博物館では、過去を記録としてモニュメント化することが何度も確認されている。Michael Berenbaum. The World Must Know: The History of the Holocaust as Told in the United States Holocaust Memorial Museum. (Boston: Little, Brown, and Company, 1993).
- 26 Deborah E. Lipstadt は、この博物館の開館時のセレモニーに於いて、ホロコースト否定論者を非難した彼女の著書 Denying the Holocaust: the Growing Assault on Truth and Memory (New York : Free Press, 1991) を配布した。
- 27 論争の内容は、以下の記事を参照されたい。Kevin Flynn. “Ground Zero: a Memorial; Firefighters Block a Plan for Statue in Brooklyn,” The New York Times On the Web. January 18, 2002.
- 28 後期近代の記憶の「個人」としてのアーカイブ化に関しては、以下の文献を参照されたい。Micahel Warner. Publics and Counterpublics. (New York: Zone Book, 2002); Wendy Brown. Ibid.
- 29 Homi K. Bhabha は、この二律背反の場所は、国民国家であれ文化であれ民族であれ、そこから意味が生まれる臨界点(threshold)であると言っている。Homi K. Bhabha. “Introduction: Narrating the Nation,”

ibid., 4.

30 Nora. ibid., 23-24.

31 北岡伸一。“世界戦争犯罪辞典：資料批判重ね歴史の真実に迫る。”『朝日新聞』。2002年9月22日，11。

32 Pierre Vidal-Naquet は、否定論者とのアーカイブの競争は、共通の土俵に上がらされることを余儀なくされるため、それを拒否する声明を出した。Les Assassins de la Memoire. (Paris: Maspero, 1981), 9-10 ; 日本に於いても、アーカイブの正確さを競う土俵を用意してしまったがために、記憶を危機に陥れてしまうことが起こっている。例えば、以下の文献を参照されたい。北村稔&桜井よしこ「南京虐殺の虚構」。『諸君』。2002年1月号、26-37。

33 梅森は、記憶の表象と生産の狭間を「ずれ」であるとか「きしみ」であるとか否定的に定義し、この記憶の「ずれ」を記録に押し戻す試みをしている。梅森直之“歴史と記憶の間”。「コメモレーションの文化史：記憶のかたち」。安部ほか編。東京：柏書房，1999，167-187。その一方で、Lisa Yoneyama はアメリカに於ける日本軍の慰安婦問題の記憶形成のプロセスに関して、興味深い発言をしている。慰安婦の歴史を、彼女たち自身のトラウマとして記憶化したいコリアンアメリカンに対して、アメリカのオーディエンスは「マイノリティー」の歴史として位置づけ、同化政策の一環としてその記憶を扱っている、とヨネヤマは報告している。梅森と決定的に違う点は、ヨネヤマはそれを矯正すべき記憶の「ズレ」とは受け止めず、その「ズレ」こそが記憶の可能性が立ち起こる場所であることを示唆していることだ。リサ・ヨネヤマ。“‘ポスト冷戦’の終結と日本の‘人道に対する罪’のアメリカ化”。『現代思想』。2002年7月，122。尚、この仮説は、具体的なトラウマの記憶が表出する場を、今後さらに検証することによってのみ確認されるだろう。

- 34 Walter Benjamin. "The Work of Art in the Age of Mechanical Reproduction." Illuminations: Essays and Reflections. (New York: Schcken Books, 1968), 221.
- 35 Slavoj Zizek. The Sublime Object of Ideology. (London: Verso, 1989). 特に Part II を参照されたい。
- 36 失ってしまった人間としての尊厳を、他者からの愛情を持って抱きしめて欲しいという欲望の表出についての記述は、以下の文献を参照されたい。特に第五章には、ホロコースト生存者のトラウマに関する言及がある。Lynda Hart. Between the Body and the Flesh: Performing Sadoomasochism. (NY: Columbia University Press, 1998)
- 37 例えば、Salecl の第五章を参照されたい。Renata Salecl. (per)versions of love and hate. (London: Routldge, 1998).
- 38 私と同じ言い回しではないが、Nora はその意味以前の場所を「いまだ記号内容をもっていない記号表現」という言い方をしている。Nora. Ibid., 23-24.
- 39 岡真理.『彼女の「正しい」名前とは何か：第三世界フェミニズムの思想』.東京：青土社、2000、286.

(付記：この論文は、2001年度文教大学国際学部共同研究「記憶の身体」における成果の一部である。)

《正 誤 表》

P67 16 行目

誤 introduced a here. → 正 introduced here.